

令和2年度 電子制御装置整備の

整備主任者等資格取得講習のお知らせ（再追加）

道路運送車両法施行規則第57条第7号に定める整備主任者等資格取得講習を下記のとおり再追加実施するので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策により当該講習を延期又は中止させていただく場合があります。

記

1. 受講資格

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者とする。

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車電気装置整備士
- ・ 自動車車体整備士

2. 受講申込方法

受講申請書及び受講票に必要事項を記載し、以下に掲げる書類を添付のうえ、自動車整備振興会へ提出して下さい。

- （1）自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面（自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し）
- （2）現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書類（（1）の書面がない者に限る。）
- （3）実習受講証の写し（申請時点で交付されている者に限る）
- （4）切手貼付・宛名記入済み返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限る）

3. 受講申込期間

令和3年2月8日（月）～2月19日（金）

4. 講習内容

(1) 学科

自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。

(2) 実習

電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士の技能検定において不足する知識及び技能を補うものであって、受講者自身による実務として発生する整備作業（エーミング作業）を含むこと。

なお、エーミング作業に関する実習にあつては受講者参加型とする。

(3) 試問

学科及び実習の双方の講習を受講した者に対して筆記試験を行う。

5. 修了基準

4. (3) の試問の結果、得点率が80%以上の者を講習修了者とする。

6. 講習日程及び講習会場等

別添「実施計画」のとおり

7. 講習教材

講習教材は、以下のホームページよりダウンロードができます。

沖縄総合事務局HP（<http://www.ogb.go.jp/nyu/kakusyutokuteiseibi>）



なお、製本版資料については、自動車整備振興会へお問い合わせ下さい。

8. 新型コロナウイルス感染症対策へのお願い

(1) 当日は、必ず検温をしていただき、発熱（37.5度以上）・風邪症状のある方、過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、感染拡大地域や国への訪問歴が14日以内にある方は受講自粛をお願いします。

(2) マスク着用、咳エチケット、手指消毒の励行をお願いします。

(3) 室内換気にご理解ください。

令和3年2月1日

内閣府沖縄総合事務局陸運事務所

一般社団法人沖縄県自動車整備振興会

【問い合わせ先】

■講習全般に関すること

沖縄総合事務局陸運事務所 整備部門 TEL:098-875-0300

■受講申込、実習に関すること

沖縄県自動車整備振興会 教育指導部 TEL:098-877-7065